

改正案	現行
<p>（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等） 第八十六条の二 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八十六条第二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八十六条第三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額</p> <p>九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等） 第二百十条の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定</p>	<p>（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等） 第八十六条の二 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等） 第二百十条の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定</p>

する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇七 (略)

八 未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額

九 (略)

2 (略)

別表 (第五十九条の三第一項第三号へ関係 (保険会社連結))

項目	記載する事項
細目第百三十一号	一〇七 (略) 八 <u>第八十六条の二第一項第八号に規定する額</u> 九 (略) 十 法第百三十条第一号に掲げる額 (保険会社及びその子会社等に係るものに限る。) のうち、 <u>一から九までに掲げるもの以外のもの合計額</u>

する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額 (第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。) から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇七 (略)

(新設)

八 (略)

2 (略)

別表 (第五十九条の三第一項第三号へ関係 (保険会社連結))

項目	記載する事項
細目第百三十一号	一〇七 (略) (新設) 八 (略) 九 法第百三十条第一号に掲げる額 (保険会社及びその子会社等に係るものに限る。) のうち、 <u>一から九までに掲げるもの以外のもの合計額</u>

に係る	
(略)	(略)

別表 (第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係 (保険持株会社))

項目	記載する事項
の法	一七七 (略)
二第	八 <u>第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額</u>
二第	九 (略)
一第	十 法第二百七十一條の二十八の二第一号に掲げる額
七第	ののうち、 <u>二から九まで</u> に掲げるもの以外のもの
一第	計額
に係る	
細目	
の二	
十八	

に係る	
(略)	(略)

別表 (第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係 (保険持株会社))

項目	記載する事項
の法	一七七 (略)
二第	(新設)
二第	八 (略)
一第	九 法第二百七十一條の二十八の二第一号に掲げる額
七第	ののうち、 <u>二から八まで</u> に掲げるもの以外のもの
一第	計額
に係る	
細目	
の二	
十八	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1246 288 1362 400">(略)</td> <td data-bbox="1246 400 1362 1099">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1246 1182 1362 1294">(略)</td> <td data-bbox="1246 1294 1362 1993">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	
(略)	(略)						
(略)	(略)						

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下この項において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。以下この項において同じ。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第七条第二十二項において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。</p>

。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 (略)

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 (略)

二〇四 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準

一〇三 (略)

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 (略)

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 (略)

二〇四 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準

用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額(その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。)の額及び未認識過去勤務費用(財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。)の

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「保険会社の」とあるのは「引受社員の」と、「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」と読み替えるものとする。

額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。
次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。」とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

第七条 (略)

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

3 一～三 (略)

第七条 (略)

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額(その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。)に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。)が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

3 一～三 (略)

○ 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

改正案	現行
<p>(資本金、基金、準備金等の計算) 第二条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第四号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 保険会社又は保険持株会社の連結子法人等である少額短期保険業者に係る法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条第一号に掲げる額に算入される額（規則第八十六条の二第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる額を除く。）</p> <p>5 前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする</p>	<p>(資本金、基金、準備金等の計算) 第二条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第四号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 保険会社又は保険持株会社の連結子法人等である少額短期保険業者に係る法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条第一号に掲げる額に算入される額</p> <p>5 前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする</p>

る。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

一〇五（略）

6
〇10（略）

る。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

一〇五（略）

6
〇10（略）

改正案	現行
<p>1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項第六号において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。同号及び同項第七号において同じ。）に相当する額</p> <p>2 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三</p>	<p>1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項第六号において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）に相当する額</p> <p>2 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三</p>

条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 (略)

二 規則第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第三百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。次号において「連結告示」という。）第二条第五項第三号及び第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 (略)

二 規則第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第三百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。次号において「連結告示」という。）第二条第五項第三号又は第四号に掲げる額の合計額（同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

四・五 (略)

六 その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

七 未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。)の額及び未認識過去勤務費用(同条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。)の額の合計額に係る繰延税金負債に相当する額

四・五 (略)

六 その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。)に相当する額

(新設)